

# ノモス・セントラルマネー・プライベートマネー — 東アジア通貨管理史の視点から —

伯 井 泰 彦

- 〔Ⅰ〕 《真の貨幣》とは何か
- 〔Ⅱ〕 《信認》と本位
- 〔Ⅲ〕 錢法の分裂
- 〔Ⅳ〕 《対内貨幣》と《対外貨幣》

## はじめに

転変とどまるところを知らず、一度崩れるや二度と元の価格体系に復元不可能な貨幣的均衡の壊れやすさを、『貨幣論』(Keynes[1930], p. 81, 邦訳92頁)の言葉を引いて、シャックルは「万華鏡的 (kaleidic)」(Shackle[1974], p. 76)と表現した。色ガラス片の織りなす幾何学パターンの脆さ危うさを、ケインズとともに認識上の「優れた比喻」とみなしたのである。かかる不安定さが期待の移ろいやすさとつながって、短期においてさえ貨幣経済に固有の不透明性、不確実性を内部化しているのだとすれば、しかもそれが流動性選好の非飽和性を一層強めることで流動性プレミアムの執拗な持続を規定し、流動性の低い資産への需要(実物投資)を殺いで、失業均衡を強いているのだとすれば、むしろヒステリシスをそなえた一種のアンカーが体系の内部には必要ではないのか。

これを、将来に関する期待形成を安定化させる「慣習という短期の価格安定性 (convention of short-term price-stability)」のなかに観ようとしたのが、やはり『一般理論』から自己利子率の作用がもつ価格体系への非決定性、ストック側からの拡散作用に着目したタウンシェンドであった (Townshend [1937], pp. 162-65, 168-69)。規範的経済学が口をそろえて攻撃してきた賃金の硬直性こそ、却って不確実性の霧を払い、期待形成をより明朗なものとする第一の「慣習」なのだ、というのが彼の先駆的な理解である。これまたすべての財や生産要素間には完全な代替性がある、自由な市場アクセスこそ均衡と効率性を実現するうぬぬとは、まったくことなる了解だといえる。

しかもいつの時代もつねに新たな金融負債、すなわちより「攻撃的な金融仲介機関に対する請求権」(Sayers [1960], p. 724)が次々と決済機能を獲得しつつ、流動性というスペクトルの中に割り込んできた貨幣史を前にして、はたしてわれわれには何ができるのかという重い課題に向き直るとき、改めてタウンシェンドの着想が輝いてくる。現実の社会体系にと

って、かかる積極的な役割を担わされた「慣習」を、われわれはアリストテレスの壘みに倣ってノモスと呼ぼう<sup>1)</sup>。

前稿(伯井 [1996a])でみたように、東アジア通貨管理史が教えるところによれば、貨幣とはまずもって記号であって、貨幣権力は、致富手段、すなわち資産に対する質的制約ともいえる徹底した管理姿勢を押しだすと同時に、専売システムをもって貨幣をリアル・ビルに結びつけたり、ステーブル(基本物資)に対する需給作用を《等価》の設定によって排除するなど、積極的攻撃的な市場制御をデザインしてきたことが分かる<sup>2)</sup>。これらの《設計能力》もまた、《貨幣制約》におけるノモスの存在、言い換えれば数量制約だけにとどまらない質的制約の積極的意義を示唆するものといえよう。本稿ではケインズの貨幣認識をふまえて、貨幣概念を整理することから始めたい。

## 〔I〕 《真の貨幣》とは何か

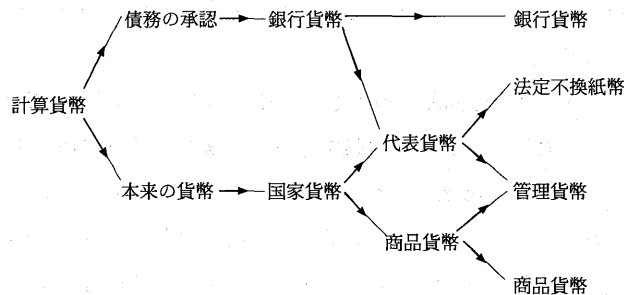
圧倒的な比重をしめる預金通貨からなる銀行貨幣(抽象概念としてはプライベート・マネー)と、それを束ねる管理貨幣、中央銀行貨幣(抽象概念としてはセントラル・マネー<sup>3)</sup>)

- 1) 貨幣と市場交換が共同社会に甚大な影響を及ぼしはじめた紀元前四世紀のアテネにおいて、貨幣すなわちノミスマ(νομισμα)はノモス(νομος 人為の申し合わせ)から生まれたノミナルで操作的な記号だ、という理解を示したのがアリストテレスであった。ポランニーの功績は、通常、交換ないし物々交換と訳されてきたメタドシス(μεταδοσις)という言葉が、分与する、共同の富のプールに対する割当を与える、という意味であったことを明らかにし、貨幣や価格現象における正義や公正の観念が、家政や都市国家のようなコイノッニア(κοινωνία コミュニティ)を維持するための、市場作用の積極的な意味での排除ないし制御につながっていたことを闡明したことにある(Polanyi [1957], pp. 88-94, 邦訳218-227頁)。これによって貨幣は〔市場〕交換ではなくて、コイノッニアの運用手段だという理解が示された。これは当然、ブルクハルトからビュッヒャー、ハーゼブレックへと流れるポリス社会、ポリスの人間観に連なる理解であるが、われわれはノモス概念を、《私的権力》の制御をめぐる貨幣の管理と市場の設計の問題として、現代的に捉え返すべきだろう(本山 [1993a], 第7講)。
- 2) 1924年から着手された『貨幣論』は、貨幣(銀行行動)の価格水準への拡散作用の解明を主題としていたが、未公開に終わったとはいえその第一ヴァリエントがほぼ完成した時期、ケインズは自由党の『ネーション(The Nation and Athenaeum)』誌1926年6月12日付で「政府による原料統制」を発表し、相対的にわずかな産出の変動が大きな価格変化を招きやすい一次産品(ステーブル)について、価格安定化を目的とする緩衝在庫を組織することの必要性を強調していたことが想起されてよい(Keynes [1926], pp. 548-51)。ケインズの発想は自己利子率に関する『一般理論』での考察をへて、Townshend [1937] からLerner [1952] へと整理されていく。
- 3) 抽象概念としてのセントラル・マネー(monnaie centrale)、プライベート・マネー(monnaies privées)については、Aglietta & Orléan [1982], p. 79ff, 邦訳107頁以下を参照。セントラル・マネーとは、プライベート・マネーを支える《公的権力》としての中央機関側、すなわち政府ないし中央銀行の負債たるベース・マネー——《私的権力》側の資産——であり、金属貨幣時代にはそれが商品貨幣であったのに対して、プライベート・マネーの方は一貫して信用貨幣であると一般には想定されてよいわけだが、以下、本稿では後者の外延を拡張し、《私的権力》との関係いかんで、むしろ貴金属がプライベート・マネー側にまわる事態をフレームワークに入れている。

とを通貨発展の最高の段階とみなす今日的な問題意識によって、ケインズはノミナリズムの立場を徹底させ、同時に貨幣史的認識においても自生的貨幣発生観を払拭した。その『貨幣論』の第一章には、次のような有名な系統分類図が示されている。これを見ると、前稿から検討中の東アジア銭貨のもつ貨幣論上の位置づけが明確になる。

### ケインズの貨幣発展系統図

(Keynes[1930], p. 8, 邦訳9頁)



『貨幣論』の冒頭ケインズは、「計算貨幣 (money of account)」こそ貨幣理論の基軸たるべき本源的概念であると喝破する。「計算貨幣」に理論の基礎としての第一義的意義をおく徹底したノミナリズムは、第一次世界大戦を挿んだ通貨価値の混乱という時代状況の所産でもあったはずだが、これを彷彿とさせる認識が、すでに1920年から26年の古代貨幣史草稿——特にバビロニア貨幣史の研究を通じて——で提示されていたことにも注目しておきたい<sup>4)</sup>。ともあれケインズにとって貨幣とは、まずもって債権債務や商品の付け値をあらわす表示者、つまり等価物を評価し尺度する機能たるシニフィアンとして「計算貨幣」という概念的な存在である。ちなみにマルクスのいわゆる「ニグロのパール」(Marx [1857/58])、ラウ

4) 「ある一つの品目は、(1)宗教的義務、過料、褒賞など、ある種の慣習的な価値評定を表示するのに通常用いられるならば、(2)あるいは貸付と契約が表示されるタームとして用いられるならば、(3)あるいは価格が表示されるタームとして用いられるならば、(4)または慣習的な交換媒介物として用いられるならば、その品目は貨幣の諸特性のうち、少なくともそのいくつかをもつようになるであろう。最初の三つのケースでは、当該品目は、計算貨幣におけるタームであり、第四のケースでは現実の貨幣として用いられる。いまや重要な社会的経済的諸目的のほとんどで、重要なものは計算貨幣である。なぜなら契約と慣習的義務の対象となるのは、計算貨幣だからである。重要な通貨改革は、計算貨幣を変更する改革である」(Keynes [1982], pp. 252-53)。この点は商品よりも利子の、また市場交換よりも債務(先渡し)契約の先行性を歴史的理論的に理解するうえでも重要な視点となる。注13)も参照。ハインゾーン&シュタイガーによれば、貨幣は初発から請求権ないし債務(先渡し)契約とともに生成するという。共同体的な所有関係の弛緩とともに、個人的な安全欠如の可能性と私的な備蓄=準備の貸付の可能性とが生じる。私的所有=私的リスクが発展し、私的な準備が貸し付けられたとき(債務契約の発生)、貨幣は計算単位として生みだされるのである(Heinsohn & Steiger [1989], [1994].)。

ム (Laum [1924]) が明らかにしたようにホメロスやヘシオドスの「牛」も「計算貨幣」である。この意味での貨幣は、あらゆる市場交換と商品経済に先行する土台であって、何または何と何が「計算貨幣」かは、各々の社会の《主権》に属する問題であり、複数の「計算貨幣」のうゑに構築された文明さえ存在した。

前稿〔I〕節のとおり、東アジア錢貨の特徴を、秤量性も表量性もともに脱し、貨幣片の個数による抽象的な計数性に純化した点にみれば、どんな錢でもみな「一文」という「計算貨幣」としての結晶性の高さこそ、この計数貨幣の身上であったことが理解できる<sup>5)</sup>。広大な領土を統一された度量衡でもって運営していかざるをえない、中国専制国家の高度組織性の別の表現といえよう。

ところで、表示された当の商品の取引ないし債務契約の、ある特定量の価値ないし価格が、誰でも受け取りうる特定オブジェの移転でもって、決済が確かに済むという場合に、その支払の内実を「本来の貨幣 (money proper)」という。いわばシニフィエである。それに対して、支払が繰り延べられたにすぎない場合は、「債務の承認 (acknowledgments of debt)」である。ある実在的な形式を受けとることで、当事者間での保証にもとづいて、第三者に対して「債務の承認」が、私的に移転できるようになると——ローマ法原理のもとでは厳しく制約されていたものだが——、それじたい価値章標のごとく通用できる「銀行貨幣 (bank money)」になる。手形や後の預金通貨などのプライベート・マネーがこれにあたる。私的信用の誕生である。茶の流通に関連して唐末にはじまった「飛錢 (fei-qian)」は、こうした私的な為替手形の例であり、宋代の「交子 (jiao-zi)」は私的手形にはじまって、後に政府紙幣に転化した例である。

前者の方は、実際に受け渡されるオブジェとしてみれば、「国家貨幣 (state money)」である。だれもが受け取りしかも決済の完了を承諾するという、ある特定の貨幣形式のもつ保障ないし強制力は、国家の法あるいは共同体の慣習のみがつくりだせるものだからである。貨幣が貨幣たるゆえんは、「本来の貨幣」たることにある。その外面的形式は国家がととのえる。

したがって「国家貨幣」が、「本来の貨幣」どおりの貨幣素材上の内在価値をもつとみな

5) 神話に云う——「夏」の禹王には帝国を統一しうる徳がそなわり、その声は音の標準、身体は長さの標準となつて、宇宙の調和をうみだす音色のように、数を規定して時間と空間を調整すると (Béjin [1976], p. 40)。開元通宝は10枚で重さが1両 (37.3グラム)、10枚並べると1尺 (30センチ) となり、度と衡の標準を兼ねていた。度量衡と等価物システムを制定するのは、本来的に法制の行為であつて、宮澤 [1993] も、開元通宝以来、皇帝の治世と直結する年号錢となり、貨幣単位も文字を意味する抽象的な「文」に移つたことをもつて、計数貨幣としての貨幣《信認》の国家的象徴性を指摘される (同189頁)。なお錢貨の計数性の認識については、『魏書』食貨志に「布帛は尺寸に裂くべからず、五穀はすなわち負担の難あり、錢の用たる、貫緡相属し、斗斛の器を假らず、秤尺の平を勞せず、世を濟ふのよろしき、いひて深允となす」とある (穂積 [1944], 23頁の読み下しによる)。

される「商品貨幣 (commodity money)」を形式とするか、または内在価値とはかけ離れた「代表貨幣 (representative money)」形式をまとうかは、それじたいは「本来の貨幣」たるかどうかとは別問題である。むしろさしあたって、内在価値なるものをもって流通する「国家貨幣」を「商品貨幣」、かけ離れて流通する「国家貨幣」を「代表貨幣」とよぶと理解したほうがよい (Keynes [1930], pp. 3-7, 邦訳3-8頁, 本山 [1986], 17-23頁)。

ケインズは「貨幣の発展における三つの重要な革新」(Keynes [1930], p. 10, 邦訳12頁)として、「国家貨幣」「代表貨幣」「法定不換紙幣 (fiat money)」を画期とみる。表券主義的貨幣または「国家貨幣」への推移とは、国家が計算貨幣に対応させる客観的標準 (objective standard) を指定、または変更する権利を主張したとき始まる。これは貨幣個片の鑄造はるか以前の事態である。「代表貨幣」への推移は、もはや客観的標準物で作られたものでなくなるとき始まる。ケインズはこれを近代の考案とみなしているが、銭貨や元代の政府紙幣「鈔」もそれにあたる应考虑すべきである。「法定不換紙幣」は客観的標準を放棄するとき初めて現われるが、逆にこのとき「代表貨幣」が、貨幣《信認》ないし客観的標準なるものに一致するよう管理されうるとすれば、それは「管理貨幣 (managed money)」となろう。

この意味でむろん二千年の歴史をもった銭貨は、内在価値とはかけ離れた「国家貨幣」たる「代表貨幣」として、世界史上でも特筆にあたいすべき存在であった。そこでのこの問題はといえば、「本来の貨幣」たるべきある特定量または特定種の「国家貨幣」が、挫折するのはいかなる条件のもとでなのか、あるいはいずれの「国家貨幣」がよりもろいのかである。それは貨幣《信認》、《信認》内容を、「本来の貨幣」との関係でどう把握するかにかかわることである。

その場合「本来の貨幣は、この言葉の完全な意味内容からいって、ただ計算貨幣とのかかわりでしか存在することはできない」(Keynes [1930], p. 3, 邦訳4頁)というケインズの理解、すなわち内実たる「本来の貨幣」のもつ抽象性の側面、内実ではあるが、なお抽象的なものであるという理解に注目せねばならない。「本来の貨幣」とは本質的に抽象的なものだという名目主義的・了解をふまえると、国家支払手段とは、巨大な国家財政流通がつくりだす《信認》に依拠し、必要に応じてこの《信認》内容、「本来の貨幣」すなわち通貨価値的な支払内実を、国家みずからが操作管理し改変しうるような記号としての「管理貨幣」(セントラル・マネー)であった、ということがより明確になる。

《信認》とは《時間》の関数であり、ケインズの考え方からすれば、この場合の《時間》とは将来に関する期待・予想・動機の蓋然的変化のことであった。この変化を規制しなければならない《公的権力》にとっては、貨幣片それじたいは、無価値で抽象的なものでなければならない。もし貨幣素材そのものがたかい内在価値をもったりすれば、貨幣価値はどうしても素材に規定されてしまい、国家は「本来の貨幣」としての資格で、貨幣価値を随意に管理することが困難になる。《私的権力》の側が、素材価値を人質にとって、《公的権力》が望む《信認》内容を、振りまわしてしまうからである。こうなると《貨幣主権》はゆらく。ゆ

えに金銀などの貴金属は、本来、一般的流通手段には不向きなマテリアルである。そればかりではない。一般的流通手段を前提とするかぎり、価値の本位としてすら不都合な存在となる。<sup>6)</sup>

## 〔Ⅱ〕 《信認》と本位

### 1 通貨管理のシンボル

それでは《信認》と本位とはどのような関係にあるのだろうか。現代風にいえば通貨アンカーの問題である。先にみた「鈔」のシステムは、じつは西欧型金属本位制とも決してかけはなれた存在ではない。元朝は金銀の私売買を禁止（=廃貨）し、対外支払準備として宮廷で集中することを通じて、流動性管理を貫徹した。その鍵が内外の《私的権力》への制御であったことはすでに見たとおりである（伯井 [1996a]）。だがこれと同じ論理は西欧型システムにも通底していた。たとえば1925年の金本位法（Gold Standard Act）にみられる英国の再建金本位制への復帰形態は、本位金貨はおかない金地金本位制であった。金は地金形態でのみ高額兌換されるだけのシンボルにすぎず、一定額以上の金所有者からは、法定価格での強制買付さえ認められた。

またクナップの英訳者の一人でもあり、国内通貨政策と対外相場管理の分離や管理通貨に関するケインズの認識形成へのクナップからの示唆に大きく与った学説史家ボナーによれば、1819年の兌換復活法（Resumption Act）は、最初はリカード<sup>7)</sup>の地金本位制原則案にもとづいたものであって、本来は金貨発行と兌換は予定していなかった（Ricardo [1816], pp. 65-70, 邦訳77-82頁）という。「もしリカードが、その地金についての提案に関して彼の考えを実現させることができたとすれば、商品貨幣は決して復活はしなかったであろうし、イギリスでは、1819年に純粋な管理貨幣（pure managed money）が実施されていたことであろう」（Keynes [1930], p. 14, 邦訳17頁）と、ケインズ自身も後にはこれを管

6) 特に退蔵 (hoarding) との関係で貨幣の素材性が信認内容を振り回すのは、通常語られるように、それが「政府あるいは統治者による個人の自由の侵害に対抗する防波堤」(Frankel [1977], p. 58, 邦訳103頁)をなすということよりも、むしろ本質的には《私的権力》による内生的貨幣供給（プライベート・マネー）のベースマネー（対応資産）化に転用されること、しかもこのベースは《公的権力》のコントロールを無力化していく梃子となることによる。貨幣供給は貯蓄にではなく、貸付により制約されること、貨幣決済の本質は資産決済にではなく、負債決済にあることが、貨幣理論においては第一に銘記されねばならない。

7) ケインズはみずから編集に携わっていた『エコノミック・ジャーナル (The Economic Journal)』誌上で、Bonar [1922] を掲載。2年後にボナーはルーカスと『貨幣国定学説』の英訳を刊行する。なおケインズは1914年の大戦勃発直後には、同誌上でベンディクセンへの書評などを通じて独自にクナップ説に触れている (Keynes [1914], pp. 401-02)。注17) を参照。

理通貨の範疇に含めうるとみなすことになる。<sup>8)</sup> 現実には1821年からおこなわれてしまう正貨兌換は、偽造銀行券防止のためのやむない措置だったとマカロックは説明していた。その時点までイングランド銀行は金の<sup>●</sup>買<sup>●</sup>手であり、売り手ではなかった。いずれもねらいは貴金属の市中流通をできるだけ抑さえるために通貨当局が集中管理すること、セントラル・バンキングのためのアンカーとして金を集中することだったのである (Bonar [1923], pp. 281-296, 本山 [1994], 第4章)。

これは金の自由鑄造、自由鑄解、輸出入の自由化、正貨フローと機械的に連動するマネーサプライ、マネーサプライの変動に対応する物価の調整でもって理解されている、自動調整メカニズム (price-specie-flow mechanism) なる伝統的な金本位観とは異なった了解である。金とは集中するものであって分散させるものではない。少なくとも<sup>●</sup>国内<sup>●</sup>の《私的権力》からは、奪い取るべきものというのがリカードゥの基本認識であった。健全通貨のために貴金属鑄貨を積極的に流通させることでは、決してなかったのである。

ただし、通説的理解ではこのようにはなっておらず、貨幣価値の根拠はそのまま内在価値

8) ケインズのこの認識は、23年9月、『エコノミック・ジャーナル』誌に再びボナー論文 (Bonar[1923]) を掲載し、また旧平価復帰をきめたチェンバリン=ブラッドベリー委員会 (Committee on the Currency and Bank of England Note Issues) と金本位法への同誌上でのコメント (25年6月) では、「ボナー博士の極めて興味ぶかい論文は、新法〔金本位法-引用者〕に照らして読み返す価値あり」(Keynes [1925], p. 378) とあらためて高い評価を与える経過をへて形成されたとみられる。日本でボナー論文に最も早く論及したのはノミナリストの田中金司 (同 [1925], 95-113頁)、次いで山崎覚次郎 (同 [1928], 52-6頁) であった。リカードゥ没後百周年を記念し「百年の贈り物 (A Centenary Tribute)」と副題を賦した自らの論考を、「この度は彼ら〔英国の民衆-引用者〕も、金貨および高価な通貨への妄執から本当に乳離れしたことを示すことになろう」(Bonar [1923], p. 300) と締めくくったボナーのモチーフそのものが、当時、戦前平価復帰を目指しつつあったイングランド銀行総裁モンターギュー・ノーマンを側面支援する意図からだったと本山美彦教授は推定され (同 [1994], 85頁)、通貨学派的自動調整論の対局に立つセントラル・バンキング (通貨管理) の見地からリカードゥ「国立銀行案」を解釈する立場に立って(同様のリカードゥ解釈については、Arnon[1987], pp. 276-79も参照)、ほぼ70年ぶりにボナーを再評価された。なお金貨流通の廃止と金地金の中央銀行対外準備への集中それ自体は、1918年8月のカンリフ委員会『中間報告』(23-25パラグラフ) および1922年4月のジェノア会議 (第3決議) でも採択されていた。だとするとケインズは、金地金本位制の「純粋な管理貨幣」性をボナーから学んでおきながら、『貨幣改革論』(序文23年10月) では「金本位制はすでに未開社会の遺物」と痛罵し「イングランド銀行総裁と理事会に対して、謹んで、しかし無断で、本書を捧げる」(Keynes [1923], p. 138, xv, 邦訳142, xx頁) と挑戦状を叩きつけ、同委員会 (すなわちノーマン=チャーチル) の旧平価復帰路線に猛攻撃をしかけていたことになる。戦争によって金自らが<sup>●</sup>合衆国<sup>●</sup>の「管理」通貨となったとの認識にたつて、「ドル本位制」への不信から「管理」金本位論者ホートレーを斥けたり (Keynes[1923], p. 134, 140, 邦訳138, 145頁)、25年2月『ネーション』誌で、アメリカ娘のミス金本位と新婚生活に入るために卵やベーコンよりもグレープフルーツやポップコーンの値段に拘束される哀れな花婿として英国を揶揄するケインズ (Keynes [1931], pp. 192-3, 邦訳227頁) には、純粋な理論問題・制度論的問題である以前に、デフレ局面にあった英国経済の一層の悪化や金本位派の伝統的な対外投資重視姿勢をも背景にして、むしろ主要には合衆国連邦準備局による管理通貨制度に至らざるを得ない趨勢へのナショナルな反撥、危機意識の問題だったと思われる。大戦を契機とする対米観については、岩本 [1993-4] を参照されたい。

であり、本位貨幣を流通 — 対外支払を含め — させることが貨幣価値安定にとっては好ましいと説明されている。だが重要なことは、貨幣当局が貴金属支配を通じて通貨管理を行なうことと、金属の内在価値が貨幣価値を規定するというを混同してはならないということである。外国貿易を捨象するかぎり貴金属価値は、限界地の生産費によって規定される。それゆえ貴金属需要がもつばら当局の買い上げ需要に依存していればいるほど — 貴金属の集中 —，《公的権力》が設定する貨幣価値が金属価値を規定するのであって、その逆ではないという実態を理解せねばならない。

ノミナリズムの考え方からすれば、価値の単位は貨幣の数量の単位と解され、貨幣は歴史的連続性によって財に対して価値をもち、金属は本位財たる地位（法定価格）を与えられることによって、その固有価値を超えて価値を付与されるとみなされる。例えば金1オンス=35ドル=財a量なる関係が成立しているとき、貨幣35ドルが財a量を支配するがゆえに、この35ドルに結びつけられた金1オンスが財a量と等価に置かれるわけである。金価格が2倍に引き上げられても直接的には金1オンス=70ドル=財2a量となるだけで、物価はさしあたり不変である（田中 [1968], 4頁）。

だが貨幣価値の根拠を金属価値にもとめ、外的な操作をしりぞける見解によれば、なるほど章標が貨幣機能をはたすという場合でも、それは流通手段にかぎられることで、無価値であるがゆえに価値尺度機能、したがって蓄蔵手段機能だけははたしえないはずだ、と考えられている。しかし実際は、貨幣に対する《信認》の確保を条件にして、無価値の章標も致富手段として価値尺度たりうる。富の源泉たる不動産のごときが、未だ一般的には売買対象でなく証券類のような動産とその整備された流通市場もなかった時代、貴金属や財宝のような限られた典型的動産を王朝が独占すればするほど、一層それは容易になされうる。《公的権力》の政策の結果でもある致富手段の選択肢の狭さが、それを可能にするのである。

そもそも付言すれば、それが貨幣たるかぎり、貴金属貨幣片にもプレミアムが付き、地金価値をうわまわるものである。逆に貨幣が廃されれば、金属プレミアムは消失するだろう。古来解釈の分かれるところでもあるが、伝アリストテレス『経済学』第二巻に登場するアテネの僭主ヒッピアスの例がある。これは西欧中世の貨幣史でいう貨幣変更（mutation）をともなった通用禁止（décri）の原型にあたるものだが、法貨としてのある金属貨幣の廃貨を宣言することで、ヒッピアスは現行貨幣のプレミアムをキャンセルし、地金価値で回収したうえで、前言をひるがえして、変更なしで旧貨幣を再発行することで、二重のプレミアムを手にしたという（Pseudo-Aristotle, 1347a, 邦訳438頁, Kraay [1964], p. 90）。

プレミアムとは《公的権力》、換言すれば貨幣の公的権威に由来するものであって、単な

9) そのことは、通貨不足対策としてのたびかさなる蓄銭禁令・制限令が逆証する、「よろしく京城内に令し、文武官僚、品秩の高下を問わず、并に公郡縣主中使等より、下は土庶商旅寺觀坊市にいたるまで、あらゆる私貯の見銭〔現金—引用者〕は、並な五千貫を過ぐるを得ず」（『旧唐書』食貨志。穂積 [1944], 180頁の読み下しによる）。



る造幣コストに還元できるものではない。ポリス的支払手段に起源が求められるギリシャ貨幣の場合はなおのこと、内在価値が通貨価値を規定するのではなく、法貨として与えられる通貨価値（ドキマ）が、地金価値を左右するのである<sup>10)</sup>。そうしたことが十分可能だったのも、ポリスは両替商を監督し、私人の財宝や外国貨幣の蓄蔵に目を光らせ、必要とあれば法定価格で強制徴発して《信認》の準備にあてたからである (Aglietta & Orléan [1982], pp.160-61, 邦訳223-24頁)。

この場合も前稿でみたフビライ・ハーンの場合と同じであって、貴金属からなる公的財宝とは、貨幣管理のためのシンボルないしモラルであった。ケメラの規定によれば、そもそも「準備 (reserve)」なるものは「調整基金 (regulator fund)」なのであって、「裏付け〔兌換-引用者〕基金 (backer fund)」なのではない (Kemmerer [1934], pp.110-13)。金属本位制とは、畢竟、本位金属を数量制約のオペレーショナルなシンボルとして、地金価値から相対的に貨幣価値を独立させ、いかに操作性の幅を確保するかの試みである。それゆえ金属か財貨バスケットかを問わず、アンカーとはつねにノミナルなものだともいえる。

中国貨幣の史実から演繹できることは、《公的権力》としての国家ないし共同体が設定する、ある理想的な価値、理念上のしかるべき価値、すなわち「本来の貨幣」という機能をはたす形象こそが、むしろ《真の貨幣》だという理解である。貨幣とは、社会体系と権力体系との間に生成するノードとして、一定の信頼をつないでいくシンボルである。ケインズは、「現在と将来とを結ぶ巧妙な手段」(Keynes [1936], p. 294, 邦訳294頁)であることを、貨幣の重要な属性として指摘した。《貨幣主権》とは、このふたしかで危ういシンボルの上に、「本来の貨幣」という抽象的側面をまぬがれない《信認》内容を、時間的空間的につないでいくわざのことである<sup>11)</sup>。

そうした形象は、実際には無価値の章標、記号でなければならないだろう。記号こそが《真の貨幣》というべきである。国家ないし共同体にとって、しかるべき価値が変化すれば、記号は廃止されねばならないからである。新しい記号を印し、古い記号を廃する行為が、国家の刻印であった。刻印でもって記号は「代表貨幣」となる。ノモス (νομος 人為の申し合わせ) とは変化をまぬがれぬものであるからこそ、ノミスマ (νομισμα 貨幣=人為の制度) は申し合わせにもとづいて変更可能な記号でなければならないのだ、と主張するのが『ニコマコス倫理学』におけるアリストテレスであった (Aristotle, 1133a, 邦訳159-160頁, 本山

10) 前稿注5)を参照。産銀都市以外の初期銀貨が域外では発掘されていない原因も、他市では地金としか通用しないためにこのプレミアムが失われ、減価してしまうためにほかならない。アテネのような産銀都市では生産コストが低いために、初期には商品としての輸出利益が余分に確保できた。しかしベルシャ戦争後の「アテネ海上帝国」に貢納を義務づけられている同盟諸都市にとっては、たとえプレミアム付きでも入手せざるをえない支払手段となる。

11) 「われわれは金や銀や法貨を撤廃しても貨幣〔計算貨幣-引用者〕から逃れることはできない。」(Keynes [1936], p. 294, 邦訳294頁)

[1986], 42-3頁, 同 [1993a], 第7講)。必要な場合にしかるべき改廃がいかにか可能か, これが《真の貨幣》という, ノミナルな純粹数字情報にとって最大の問題である。

## 2 《信認》の挫折

したがって《私的権力》は, 本能的に刻印をきらう<sup>12)</sup>。だから《真の貨幣》が無価値の記号だとすれば, 専制国家の衰退とともに, 当の《信認》は, なにか別のあるもので代用されねばならない。金銀はセカンドベストな物質にすぎない。一般の理解とことななって, 《公的権力》が貨幣的信認を維持できない環境で, 《真の貨幣》の代替物となるものが, 十分な内在価値を有する貴金属貨幣なのである。あるいは金銀の貨幣使用は, 固定量の人為貨幣が政治的に実行できなかった時代の産物であり, その他の実在に比較して金銀の量ははるかに一定していたからに他ならない (Del Mar [1899], p.190)。通常用語法とはことなるが, 《代用貨幣》ないし貨幣代用物とは, こうした意味での金銀ないし素材物一般だということになる (Quiggin [1949], pp.1-3)。この場合は金貨銀貨といっても, 国家の刻印よりも品位量目という素材の要素のほうが, じつは意味をもつので, それは純然たる計数貨幣ではなく, 強いといえば秤量貨幣としての色合いの濃い金貨銀貨というべきである。

したがって中国では, 王朝の衰退期ないし交替期の貨幣的混乱, つまり「錢法 (qian-fa)」の紊乱に際しては, 「錢」は国家的支払手段, 自明の流通手段としての地位を失い, 国家の規制外できわめて不規則な流通を経験することになる。まず, どんな錢種でも「錢」なら「一文」という以前の統一的な定義づけが挫折する。はじめから公定相場が建てあってもよい。ときの王朝の「A錢」一枚=旧王朝の「B錢」三枚というように, 国家が定めてあった配分が無視される。《公的権力》の敗北である。

ケインズは「計算貨幣」が連続的でなくてはならないことに注意を喚起していた (Keynes [1930], p.4, 邦訳5頁)。しかるにここに, これまで社会が依拠してきた本来的にノミナルなものだった規格化, コード化の規準, いわゆる《貨幣価値の歴史的連続性》がくるい<sup>13)</sup>だす。《私的権力》間には, 不信感の蔓延と疑心暗鬼の焦燥が擡頭する。商品と債権債

12) 正確に言えば, 《私的権力》じたいが期待・予想・動機という蓋然的变化, すなわち貨幣的信認をめぐって, 債権者と債務者という両面的利害に分解する。この意味で《私的権力》と言えども《公的権力》を消去しることは不可能なのである (伯井 [1994], 41頁)。

13) 商品交換関係の, あるいは資本賃労働関係の, そのまた前提をなす固有の要因こそ, 債権債務関係であるはずだ — 「資本主義の究極の基礎をなす債務者と債権者とのあいだの恒久的な関係」という『平和の経済的帰結』における周知の章句は, 『説得論集』にも再録されるが (Keynes [1919], p.149, 邦訳185頁, Keynes [1931], p.57, 邦訳67頁), ノミナリストとしてのケインズが大戦直後の時点で, 「本来の貨幣は〔中略〕ただ計算貨幣との関わりでしか存在することができない」という貨幣経済の名目主義的本質に対して抱いた直観, 激動の20年代の経験への感慨でもあった。しかし「計算貨幣」の連続性は, 戦争などを契機とする一般物価水準の断絶的变化と関わってのみ死活的なのではない。「計算貨幣」こそが商品価格以前に,

務の評価規準が社会的に歪み、《貨幣空間》が分裂をおこすからである。相互承認の渴望が沸騰する。《信認》の代用物をめぐって、かれら自身、生存をかけた相互闘争に突入する。最悪の場合、分裂と侵犯は頂点に達し、ついには規準が消滅してしまう (Aglietta & Orléan [1982], ch. 3)。

しかしこのなかで、雑多な銭貨種のなかから、《良貨》とみなされた銭種が、新しい定義づけとして析出されることがある。これが日本でもみられたいわゆる撰銭である「挑揀 (tiao-jian)」, すなわち《良貨》だけが選び用いられ、《悪貨》は流通界から弾きだされてしまう現象であった。《公的権力》が悪貨使用を強制するだけの強権を有しておれば、むしろ良貨のほうは《私的権力》が退蔵してしまい、流通界から姿を消すといういわゆるグレシャムの法則が生じる。だがその強制が効かなければ効かないほど、あるいは国家が間接的レギュレーターに転化するほど顕在化しやすくなるわけだが、貨幣の国家受領性、自明の国庫通用力が低下すればするほど、《私的権力》は良貨しか受け取らず、逆に悪貨だけ弾きだされてしまうのである (丹後 [1963], 197頁)。発行主体が分散していればいるほど生じやすい。前代までの諸王朝の既存銭がでまわりやすい中国では、頻繁に問題となる。《公的権力》は「挑揀」を憎み、法的に禁圧しようと努める。だが、弱体なかれらには、《私的権力》間の闘争も、自己に対するあからさまな忌避も、もはや封じ込めることは難しい。

中国ではこの「挑揀」が体制的に表面化してくるのは明代中期であった。国家財政の銀経済への移行にともなって、国家的支払手段のうち国家による銭の受領性があやしくなる。そうなるに銭《信認》を支える条件は、自明の国庫受領性ではなく、対《市場》連関いかんとなり、そのかぎり私鑄銭の発生根拠も拡大する。

---

債務一般を確定するからである。すべての負債ポジションはノミナルに確定されるが、バランスシート上で対応している、負債でファイナンスされた資産ポジションは、実際は非決定なのだという構造こそ、貨幣契約制度固有の名目主義の本質である (Wray [1990], pp. 12-13)。マネー・イリュージョンが名目価値へのこだわりを生み出すのではない。会計原理としての時価主義 - 簿価主義の差異にも関連してくるが、ここでは却って貸付価値の方が、「計算貨幣」(信用貨幣)の価値、すなわちその《歴史的連続性》の成否を握る。貸し付けた金融機関も借り入れた企業も負債側は確定済みでも、企業サイドの経常収益流れや保有資産価格に下落が生じ、支払停止やデフォルトが発生すれば、金融機関の資産側に計上される借用証書 (IOU) 価値は切り下げられざるを得ず、しかもこうした事態はデフレート、インフレート、何れの方向にも累積的でありうるからである。発達した金融システムをとまなう法人企業体制ほど、バランスシート自体がレヴァレッジされているために影響は甚大で、資産インフレ/負債デフレの蓋然性が、常に实体经济を侵食する。フィッシャー - ミンスキーの金融不安定性仮説 (Fisher [1933], Minsky [1986]) は、貨幣契約制度のノミナルな本質に関わっている。

### 〔Ⅲ〕 錢法の分裂

#### 1 シンボルとしての《信認》

だが問題は、なにが、なにゆえに、《良貨》とみなされるかである。この場合、《私的権力》による闘争のなかから排出されてくる《信認》の基準とは、単純に素材価値の較差だったわけではなかった。銭しか貨幣片がないという意味で、銭が本位貨幣だと説明されることがある。しかし本位貨幣が別途に鑄造流通されるか否かにかかわらず、もともと「銭」という存在は、名目価値を過大評価した一種の卑金属補助貨にすぎなかった。金属価値の差などがったところではたかがしれているのである。摩損、毀損など当たり前である。「銭荒 (qian-huang)」とよばれた深刻な貨幣不足に際しては、流通は私鑄銭すらふだんに吸収した。

むしろ貨幣《信認》とは、《公的権力》のもつ統治能力への《信認》、治世を表象させるエンブレムにはかならなかった。だから《公的権力》の挫折のあとで、ふたたび析出される《信認》の基準は、総量評価ならば、いわゆる流通必要通貨量うんぬんというるかもしれないが、その具体的銭種いかにいえば、じつに偶然に選好されたシンボルの差異というほかない場合もまれではなかった。

明代、永楽帝の治世も終わり、周辺民族の侵攻が激しくなった一五世紀半ばすぎの話である。劉凝齋という知識人がいた。政府が定めた銭、嘉靖通宝で年号がちがうものがあり、「金貝」「施辺」と通称されていた。直径も厚さも品質も制文も同じ、いずれも同じ銭である。税務署も値打ちを区別するわけにはいかない。ところがはじめのうち「施辺」だけが盛行し、市中の取引の標準としてもっぱら用いられた。もし貫銭内に「金貝」が混じっていると直ちにより分けられ、通貨として「施辺」と混用することはできなかった。「金貝」のほうは単なる銅地金としか人々は評価しなかったのである。しかし三年もするとこの関係が逆転する。市中の取引はもっぱら「金貝」で行なわれるようになり、今度は「施辺」が破筭に放り込まれる番となる。訝ってかれは、市中の者に問うてみる。

「『金貝』だけが銭なのか。」 「もっぱらそうです。」

「なぜ『施辺』をうけないのか。」 「市で使われないからです。」

「何か根拠はあるのか。」 「何もありません。」

かれは撫然たる想いにかられる — あゝそれにしても、世の中で何の根拠もなく用いられたり棄てられたりするのには、独り銭だけだろうかと (『大司馬劉凝齋先生虚籟集』巻一、制銭。足立 [1992], 104-5頁の読み下しによる)。

さらにこのとき明代中頃、北京の都では、城内の坊ごと、または業種ごとに銭行使が分裂する事態さえ生じた。坊ごと、業種ごとに金融業者たちもことなっていたからである。「銭」信認を裏付けているのは、そうした「売銭舖戸 (mai-qian-pu-hu)」などとよばれた地区の銭取り扱い業者であった。種々の債権債務関係を引き受けるかれらが偶然に選好した銭種が、

さしあたってローカルな定義づけとして析出される。銭法の分裂は、そのたまたま選好する銭種の変転いかんで、銭貨流通が左右されたからであった(足立[1989], 90-1頁, 同[1990b], 395頁, 同[1992], 104-6頁)。

ここでは二つのことに注目しておきたい。第一に指摘されるべきは、まず初めに《シンボル》ありきだということである。そうしたシンボルが容易にみいだせないときに、次にはじめて、《代用貨幣》として貴金属貨幣が登場する。金銀さえ不足する場合、やむなく布帛や五穀が代用として物品貨幣となるのである(Polanyi [1968], p.177, 邦訳61-2頁)。広大な帝国では、貨幣経済のより発展した地域と、そうでない地域との不均衡が現われる。より現物性のたかい地域、または秤量性のいちじるしい地域は、じつは貨幣的信認が不確実だという意味で、貨幣経済のメインルートから外れてしまうわけである。

だが《真の貨幣》とは、《信認》により「本来の貨幣」として、通貨が通貨として授受されるものである。素材の実用性ないし内在価値とは無縁であればあるほど、抽象性をませばますほど、この《信認》は完成に近づく。《代用》とはシンボルの代用ことなのである。《信認》の不在こそが貨幣素材の差異、使用価値上の差異を擬制的に浮かびあがらせるのであって、その逆ではない。

国家的支払手段としての基本属性を否定されることによって生じたのは、厳密に私鑄銭と制銭、鑿銭<sup>びん</sup>と精銭との間での「挑揀」だったわけではなかった。むしろ制銭を含めた一切の銭行使をめぐって発生したのである(柴[1931-2], (3))。劉凝齋先生の経験をみてみよう。素材上の差異さえ実在しない場合、発行年次、というよりも発行年次でのみ区別される「金貝」「施辺」という非公式の記号、すなわち単にノミナルな名辞までが、「名色を巧立して」(『皇明条法事類編纂』卷一三、鈔法)、すなわちことさら意図的にもちだされて、《信認》の根拠として析出されてしまう(足立[1992], 97頁)。貨幣《信認》のシンボル性を、これほどあからさまにさらけだしている事例はあるまい。

## 2 《私的権力》とシンボル

そのうえで第二にわれわれが注目したい史実は、市中一般での妥当性ないし通用性(半面で分裂性)の根拠とされたのが、たまたま金融業者、銭取り扱い業者たちが選好した銭種の変転だったということである。つまり《シンボル》そのものの裏付け、あるいは根拠は何であったかである。そもそもそこで発生する債権債務関係は坊ごと、業種ごとに異質なもので

14) わが国でも磨銭が問題とされたのは「文字不全」、つまり貨幣型式の欠損に起因するものであり、精銭悪銭の区別は畢竟、時人の好悪に帰着するほかなかった。それはまず最初に一部の少数者に感知され、彼らの動機づけを媒介として一般的な社会現象にまで発展するが(柴[1931-2], (2) 69頁, (3) 36頁, 丹後[1963], 178頁, 194頁)、時人の好悪とは貨幣收受に関わる社会的慣習の変化に対する予想・期待のことに他ならない。この少数者こそ主として《私的権力》たる金融業者たちだったのである。

あった。貸借の量や質、支払能力とその見通しなども、社会経済状況の推移に応じて変化し、季節的な変動を経験する。

いま喩えてみれば、ここで生じているのは、「金融業者C」の引受手形が、「金融業者D」のそれよりも選好されるという事態、クレジット・カードが発行会社や等級によって通用性の程度と範囲を異にしているという事態であり、そのような選好が景況や季節変動、あるいは国家の盛衰やそれらと連動する金融業者たち自身の浮沈によって転変していくこと、その意味するところは、国家支払手段から一般的流通手段へとというにとどまらず、刻印に因ったはずの「国家貨幣」が、「銀行貨幣」という信用貨幣（プライベート・マネー）の私的なロジックに服従させられしてしまうことである。問題そのものが貨幣の側から、私的な裏書の質、つまりどの金融業者へのアクセスなのかということに変換されてしまうのである。

商人たち《私的権力》は、種々の手形流通に依拠して、広義の振替制度を形成する。システムとしての私的な金融制度の発生である。ここで債権債務が書かれる実質的な「計算貨幣」は、制銭であることも秤量銀であることもありうる。だが《公的権力》が自らが発行する国家貨幣のパワーを確保しようと思えば、タームが商品貨幣（秤量銀）となることを阻止するか、私的債務よりも国家債務（銭貨）が選好されるように努めねばならない。その鍵こそ、私的債務と国家債務の公定レートでの交換性を、《公的権力》側が要求できるかどうかである（Wray [1990], p. 44）。「挑揀」とは、《私的権力》の闘争に巻き込まれた国家貨幣が、かかる交換性を喪失する由々しき事態なのであった。

合衆国の金融革新に警鐘を鳴らしてきたウォジニローワーも、競売型市場の金融市場へおよぼすシステム的不整合性を強調してきたわけだが（Wojnilower [1987], p. 26）、そもそも貨幣とは、競売型のランダムな市場アクセスの所産ではなく、債務契約ないし請求権のネットワークの産物である。この点の理解は重要である。しかし預金銀行型金融仲介機関の発達以前においては、もっぱら政治主権だけが、徴税—物流—政府支出を通じた大規模かつ規則性をもったネットワークを組織でき、これにのせることで通貨を流通させることが可能となっていたのである（Hicks [1969], ch. 6; de Cecco [1987], p. 1）。国家的物流システムを背景とした国家的支払手段こそ、そうした貨幣の特徴をまずは顕現するものであったが、それは必ずしも過去に限定されるわけではない。セントラル・マネーの理解には、今日でさえ政府は、最大の借り手、《最後の借り手》であること、国家の資金調達こそ、第二線準備として私的信用を支える債務であることを銘記しておく必要がある。

だが、均衡論的な経済理論のおしえるところとはちがって、国家的支払手段としての《信認》という、経済外部的な強制力が外れたとき、貨幣は、真に自由で合理的な市場交換に由来するはずの一般的交換手段という、フェアでニュートラルな貨幣に転成していくわけではない。貨幣の根拠として、対《市場》連関なるもののもとで現実生成するのは、さまざまな債権債務関係の不均質性、貨幣供給の内生化をエンジンとする私的信用の不透明なランクづけという別のハイパーキー、すなわち《私的権力》間の序列構造をめぐる闘争なので

ある。こうした非対称的な不透明性をめぐる《私的権力》間の闘争によって、期待の移ろいややすさ (volatility) はいやがうえにも高められていく。もっとも重要なことは、債権債務の序列構造とは、本質的に不透明、不均質かつ非対称的な関係性であるという認識に他ならない。<sup>15)</sup>

こうしたプライベート・マネーのロジックは、どんな為替が国際通貨として選び出されてくるか、あるいは本位貨幣が制度化されるのは、いかなる論理にもとづいてか、という点を解説するうえで、銀行ネットワークという信用システムのはたす規定的役割を指し示しているという点からも、きわめて示唆に富む史実というべきであろう。旧来から存在する国家的支払手段の行政的な組織化と、それじたい非決定性、不透明性をパワーの源泉とする私的信用の発展とは、よってたつ論理はことなるのではあるが、この点に関していえば、いずれも貨幣の本質たるノミナルな性格を身上とすることに留意すべきである。

#### 〔Ⅳ〕 《対内貨幣》と《対外貨幣》

##### 1 リアリズム的ノミナリズム

国家支払手段としての特種性から、そのノミナルな特性、セントラル・マネーを操る《公的権力》の優位性を軸に、中国錢貨 — ほぼ一五～一六世紀まで — を位置づけてきたが、この特種性を可能にしたフレームワークについて一言しておこう。すなわち《対内貨幣》と《対外貨幣》という種差のなかで、東アジア錢貨の基本性格を、専制国家の《対内貨幣》体系とみる視点が提起されている (足立 [1990a], 128頁以降, 同 [1992], 95-6頁)。

さてこれまで貨幣、交換、市場の起源にはふれずに議論をすすめてきた。規範的経済学からは、未だに認知されがたいのだが、これらがおのおの別個の起源と機能をもつ歴史的象徴であったことは、ポランニーによりつとに指摘されてきた。

だが一八世紀啓蒙主義の申し子のような社会契約論的、ないしは分業史観的社会認識の、そのまま延長上にある調和論的な理論経済学からみれば、人間は原始より、所有・契約・分業・交換という原子論的なパラダイムのなかで生きてきたことになる。この「カタラクティックス (catallactics)」的な視線で見れば、パラダイムの四つの項のすべて、およびそれをつなぐ貨幣そのものは、純粹にニュートラルで合理的な交換手段以外ではない。いな、かりに中立ならざる力が及んでいるのだとすれば、それは貨幣のではなく、貨幣とは元来相いれ

15) バーターにおける《欲望の二重の一致》の困難性を、財の「販売可能性 (Marktgängigkeit)」の差異を根拠とした貨幣財の析出で克服するとみなし (Menger[1892], p.246ff., [1923], S.247, 邦訳387頁), 完成したバーターに「潤滑油」として貨幣を外挿する (Pigou[1949], p.25, 邦訳25頁) メンガー=ピグー型の自生的貨幣導出論=二分法的貨幣経済論は、本質的に不完全な臆断にすぎず、史実ならびに方法論的にも成立しえない。どのようなヴァリエントであれシンメトリカルな演繹構制で説かれる生成論によっては、貨幣理論は支えられない。

ない制度上の抑圧，外部の非合理的な権力の仕業なのであって，貨幣自身に罪はないと考えることになる。もちろんここでの貨幣は，市場でおきかえてよい。

しかし人類と社会にとっては，交換と市場の方が，外在的外挿的なものであったことを道破した社会学者は意外にも多い。マルクス然り，ヴェーバー然りである。だがはるかに広範な群れがあった。かれらは現実に存在するものは，力関係において中立的同型的ではありえず，厳しい秩序と序列のヒエラルヒーのうちにあることを，後進国民として身にしみて思い知らされていた。そのことに対する懐疑と告発は，ユニヴァーサルな規範的経済学よりも，ナショナルな記述的経済学へかれらを導く（Keynes [1936], p. xxvi, 邦訳xxx頁）。ドイツ歴史学派の誕生である。かれらのうちで貨幣の性格と起源に一步踏み込んだのは，装飾品説として知られるシュルツ（Schurtz [1898]）と神聖説のラウム（Laum [1924]）であった。その学説は，貨幣本質論，機能論の方面ではクナップ（Knapp [1905]），ベンディクセン（Bendixen [1907]），エルスター（Elster [1920]）らの貨幣国定説・指図証説とも呼応していくことになる。

シュルツ説の特徴は，共同体の内部には，《市場》とはちがった社会化コードが実在し，交換関係は生じないこと，それとは別の支払関係，いかえれば，《主権》に起因し，何らかの社会的な紐帯ないし責務の履行を主宰するシンボル関係が支配すること，しかもマルクスとも誰ともちがうオリジナリティは，その支払関係を起源にもつ貨幣関係，貨幣機能の別個の系列が実在することを主張した点である。シュルツは，（一）種族社会内部の社会的な意味作用に関わるような共同体内－支払関係－対内貨幣（Binnengeld），（二）元来は疎遠な外部との取引に関わる共同体間－交換関係－対外貨幣（Aussengeld）という，貨幣の起源と機能の別々の系列をつかみだし，かつ前者の先行性と両系列の背反性とを明らかにした。貨幣認識に関するかぎり，歴史学派の到達点といってよい。

歴史学派系の観念的ノミナリストたちは，国家共同体を理想化しすぎる弊害に陥ったが，シュルツの業績のガイストは一方では，クナップからポナーをへてケインズへ受け渡され，他方ではヴェーバー（Weber [1923]）をへてポランニーに結実していき，こんにちでは，貨幣はニュートラルな手段ではなく，社会統合を規制すべく生成してきた《主権》の結節と理解するアグリエッタ<sup>16)</sup>&オルレアンに継承される。

近代経済の視点でも，たしかに貨幣の対外価値と対内価値，または国際均衡と国内均衡のダイコトミーについては一言できる。しかしシュルツを発展させたポランニー的，アグリエッタ&オルレアン的論理，いかえれば《リアリズムのノミナリズム》（本山 [1993b], 16

16) 経済主体間ないし産業間におよぼされる信用貨幣の非対称的作用に定位するような，ヴィクセルの『利子と物価』にはじまる貨幣的経済理論の幹線の系譜の他に，内外間の非対称性に集中するドイツ・コネクションともいべき系譜が存在するのではないかと筆者は考えている。なおヴィクセル自身の金本位制批判については，河野 [1995] を，またシュルツ，クナップのヴェーバーに対する影響については，田中 [1978] を参照。



頁)の観点からは、共同体なり共同社会なりにとって、単に外部からの隔離ないし孤立だけではなく、内部が抱える私利と公利との角逐と制御、その政治性と外部世界との連関・連動という視点を引き出すことができるだろう。今日的に言えばまさにプライベート・マネーとセントラル・マネーとの対抗であり、通貨覇権とそのコストをめぐる国家間対立の問題である。

## 2 貨幣の名目化と《私的権力》の制御

おもえば《メタリスト-マルクス》の立論は、労働価値説にもとづいた内的に等質の《商品世界》がもつ論理的帰結として、貨幣金生成を説くかに読めた (Marx [1890], S. 84)。だが「世界市場 (Weltmarkt)」とは、同型同質的な国民経済間の関係ではなくて、異質な共同諸社会相互の階型的分節態にはかならないという認識こそ、貨幣と市場交換の外挿性、外部性を強調していたマルクス初発の視点ではなかったであろうか。

国際的な支払手段・交換手段としての「世界貨幣 (Weltgeld)」は、むしろ《商品世界》内部の共通な労働生産物という資格を失うことで、《主権》の及ばない異質な共同諸社会間の接点ではたした原初の超越的な役割、換言すれば《対外貨幣》としての機能を再演する存在だ、と解釈すべきかもしれない (Marx[1859], S. 210, 正木 [1992], 5-13頁)。つまり一九世紀には「世界貨幣」は、外挿的に共同体間をつなぐかぎり「金」である必要があったにすぎないという理解である。もちろんこれだけでただちに、《理論的ノミナリスト=実践的メタリスト-マルクス》とみなす根拠たりえるわけではない。しかし独自の対英自立要求を、《対内貨幣》の名目性という形式だけで突き出そうとしたドイツ観念論的ノミナリストたちは、むしろ「世界貨幣」たる「金」<sup>17)</sup>のもつ内外双方的な非中立性なり政治性なりに、もっとこだわるべきであったといえよう。

この理解にたてば、《対内貨幣》とは、原始貨幣を脱した後も、国家共同体なり共同社会が、《貨幣主権》の点で《公的権力》として、みずから発行する貨幣の名目化を達成し、社会的意味作用の側にプライオリティを与えながら、内部の《私的権力》を制御していくことを通じて、生成していくものというべきことがわかる。このようにして一国の貨幣はセント

17) ここでの「金」とは《対外貨幣》のシンボルでありさえすればよく、実体はボンド信用でも何でもよい。「クナップ本人は金本位の信奉者である」とその高弟も弁じたように (Bendixen [1907], S. 3, 邦訳4頁)、国定説の創始者でさえ、一応実践的 — 対外的には — メタリストであった。それは国際金本位制のヘゲモニーが、たまたま英国通貨当局-銀行ネットワークの掌中にあったという偶然性のゆえであり、認識の根底にはあくまでノミナリズムが据えられていて、統制的な通貨管理行政が可能でさえあれば、有用ではあるにせよ対外相場行政のために必ず正貨政策を不可避とするという理解ではなかった (Knapp[1905], S. 260-61, 279-281, 邦訳389-92, 418-420頁)。表券主義ないし名目主義と金属主義との、それぞれにおける理論的/実践的の区別は、ベンディクセン (Bendixen [1907], S. 11-14, 邦訳15-18頁) とシュンペーター (Schumpeter [1954], pp. 288-289, 邦訳601-4頁) を参照。

ラル・マネーとしての資格をまっとうする。《公的権力》は《私的権力》に対しては外生的（=政治的）に関係するほかない存在なのである。中国専制国家の貨幣史は、こうした営みのプロトタイプであった。このことは、一般に国家共同体が、《対外貨幣》に対する一定の自立性を確保する過程で、つねに指向される目標であった。《対外貨幣》への対抗を前提するかたちで、はじめて《対内貨幣》は組織されるものなのである。

その点は逆に、通貨主権を奪回するために、初期イングランド重商主義が経験した国家的角逐を想起すればよい（本山 [1986]、第4、5章、同 [1993a]、第8講）。「他者の経済的取引〔自国の《私的権力》—引用者〕のために交易条件を一定に保つための手段」としての《国家》にとって（Wallerstein [1974]、p. 16、邦訳20頁）、世界経済のハイパーキーのなかで、従属的地位から脱していくためにも、それは避けられないプロセスだったわけである。

だが中国の場合、「明」代には通貨に対する国家独占が失われ、その結果、流通において金銀が重要度をたかめることになったのだとヤンは述べている（Yang [1952]、p. 66）。貨幣の名目化の、すなわち通貨管理（セントラル・マネー）の失敗こそが、貴金属（プライベート・マネー）を呼び出してくるという理解が重要であろう。事実、銀経済への転換は東インド貿易を通じた新大陸銀の流入（一六世紀末）に先行していた（足立 [1990a]、128頁）。この史実もまた重要である。やがて近代東アジア幣制を総体として規定することになったのが、洋銀すなわちメキシコドルであったという事実をここで改めて想起しないわけにはいかないだろう。<sup>18)</sup> 中華《世界 - 帝国》のような一種、超越的な専制国家でさえ、「明」「清」朝にかけて、内部《私的権力》の制御手段を失いはじめるとき、「册封」「海禁・華夷秩序」という《対外貨幣》に対するシールドにもかかわらず、ウォーラースティンのいわゆる《世界 - 経済》<sup>19)</sup> に対しての抵抗力を喪失していくことになったわけである。

## おわりに

前稿ならびに本稿では、中国貨幣の特質を、「銭」「鈔」の国家的支払手段という性格に照

18) メキシコドルが代表していたのは地金そのものではなく、本稿のタームでいうところの欧米の《私的権力》（プライベート・マネー）であった、という先見的な視点を打ちだされた小野一郎教授の一連の論考が、今日でもまず参照されるべきである（小野 [1958]、同 [1959]、同 [1962a]、同 [1962b]）。

19) 本稿の観点からいっても、《対内貨幣》の組織化〔=《対外貨幣》への自立化〕は、《私的権力》の制御抜きにはかたりえない。この後の論点になるが、「銭」から秤量銀への転換を、《対内貨幣》であった前者の《対外貨幣》への屈服、後者の名目化、つまり真の意味での《対内貨幣》転化の失敗と把握し、中国《公的権力》の内外に対する挫折と敗北の主因とみる足立 [1992] が参照されるべきである。またこの事態と相即するものとして、前ヨーロッパ世界システムであったイスラム世界システムの没落ないしサブシステムへのシステムミック・チェンジを理解する必要があるであろう（Abu-Lughod [1989]、ch. 11）。なお初稿脱稿後に黒田 [1994] に接することができた。前稿ならびに本稿では紙幅の関係もあり、銀経済への転換以前でひとまず区切りを着けねばならなかったため、積極的な検討は他日を期したい。

準をしぼり、貨幣《信認》の操作性ないし人為性、《貨幣主権》における《公的権力》の優位性とかかわらせて検討した。もとより貴金属、とりわけ銀の地位が無駄というわけでない。前稿〔Ⅳ〕本稿〔Ⅱ〕節でみたように、元代にはシンボルとして「鈔」価値の本位であった。明代中期以降、国家は銀経済へ転換をはじめ。社会的コード化における《市場》の比重が、ある一線を越える。それは《公的権力》と《私的権力》とのせめぎあいのメカニズムに、銀をめぐる闘争が本格的にからんでくることであった。これにともない、「銭」も性格を変える（足立〔1990b〕、同〔1991〕、黒田〔1994〕）。もはや国家的支払手段というだけでは、《信認》は維持できない。明代から清代には、「国家貨幣」にとっても第一義的な基準は、私的信用との関係でいかにして交換の手段たりうるかにうつる。市場と権力をめぐって展開される力の作用の様態がかわっていく。

そのことは近世日本でも同じである。しかしこれは、決して貨幣価値の《信認》というものが、金属価値に依存するものだという事だったわけではない。金属価値に依存したからといって、そのことと「本来の貨幣」、貨幣価値の社会的《信認》性とは別問題である。貨幣という形象が起源においても運行においても、内生的には説明しきれないある種の残余によって支えられているとしか言えない事態を、「絶対他者性」などと表現する論者もあるが、われわれはそこにある種の政治性をみざるをえない。依然として《貨幣主権》とは、社会と権力ををつなぐシンボルであり、通貨は、セントラル・マネーとして、《公的権力》によって管理されるオブジェである。またさればこそ、常にプライベート・マネーの造出に傾斜していく《私的権力》との絶えない悶着の種であり、通貨システムから危険な動揺を消去することはできない。ただ可能だとすればそのコントロールだけなのである。

これまで見たとおり、通説によくあるように国家的支払手段というだけで直ちに悪貨範疇と規定する見方は、セントラル・マネーを理解するうえで有意義とはいえない。銀行券が貨幣システムの中で小銭の地位しかもたなかったように、預金通貨さえつり銭と化してしまいかねない事態が生じているのではないか。貨幣範疇の歴史的な自己増殖を目の辺りにして、そもそも通貨管理の存立そのものへの脅威にさらされたラドクリフ委員会（the Committee on the Working of Monetary System）も、かつて当惑を隠せなかったように、貨幣の歴史とはプライベート・マネーがセントラル・マネーを欺き、出し抜き、掘り崩してきた内生化の過程だったといつてよい。

だがそれでも同委員会の報告書に深く関与したセイヤーズは、この事態にただ悚然とすべきではないと説き、通貨管理をまっとうすべく毅然たる統制政策を求めてやまなかったし（Sayers〔1960〕, pp. 721ff.）、冒頭触れたタウンシェンドは、異なったさまざまな諸慣習のなかから「事実を目をむけることで、われわれ自身の『慣習という短期の価格安定性』を選択すべきなのだ」（Townshend〔1937〕, p. 162）と、制度というものの選択と設計の意識性、投企性を強調したのであった。先駆的な認識を示したタウンシェンドやセイヤーズの了解は、貨幣はノミスマであるという、ノモス概念の現代的な捉え返し——質的制約を含めた市場の

デザイン — の側に立つわれわれと共通のものである。バブルはまだ潰れていないことが問題だというよりも、効率性のアップを旗印にして、貨幣思想の再確立抜きに、マルチメディアのヴェールで偽装されたインターネット上の決済システムなどが、官民挙げて取りざたされている現状こそが危険だ、と言うべきだろう。金融秩序の危機に対して、より徹底した自由化・効率化うんぬんなどは、別次元の貨幣思想が求められているのである。

【欧 文 文 献】

- Abu-Lughod, Janet L. [1989], *Before European Hegemony: The World System A.D. 1250-1350*, N.Y., Oxford U.P.
- Aglietta, Michel & Orléan, André [1982], *La violence de la monnaie*, Paris, P.U.F. (井上泰夫・斎藤日出治訳『貨幣の暴力』法政大学出版局, 1991年。)
- Aristotle, *Aristotelis Ethica Nicomachea* (頁数は訳書欄外の Immanuel Bekker 校訂の Oxford 版の頁数。加藤信朗訳『ニコマコス倫理学』アリストテレス全集13, 岩波書店, 1973年。)
- Pseudo-Aristotle, *Oiconomica*. (頁数は訳書欄外の Immanuel Bekker 校訂の Oxford 版の頁数。村川堅太郎訳『経済学』アリストテレス全集15, 岩波書店, 1969年。)
- Arnon, Arie [1987], "Banking Between the Invisible and Visible Hands: A Reinterpretation of Ricardo's Place within the Classical School", *Oxford Economic Papers*, vol.39, no. 2, June 1987.
- Béjin, André [1976], "Crises des valeurs, crises des mesures", *Communications*, no.25.
- Bendixen, Friedrich [1907], *Das Wesen des Geldes*, 4 Aufl. 1926, München, Duncker & Humbolt. (大蔵省理財局訳「貨幣の本質」『貨幣論叢』第1号, 1921年。)
- Bonar, James [1922], "Knapp's Theory of Money", *The Economic Journal*, vol.32, Mar., 1922.
- Bonar, James [1923], "Ricardo's Ingot Plan: A Centenary Tribute", *The Economic Journal*, vol.33, Sept., 1923.
- de Cecco, Marcello [1987], "Financial Innovations and Monetary Theory", in de Cecco, M. (ed.), *Changing Money: Financial Innovation in Developed Countries*, Oxford, Basil Blackwell.
- Del Mar, Alexander [1899], *The Science of Money*, 3rd ed. rev., N.Y., The Cambridge Encyclopaedia.
- Elster, Karl [1920], *Die Seele des Geldes*, Jena, G.Fischer. (入江民政訳『貨幣原論』有斐閣, 1928年。)
- Fisher, Irving [1933], "The Debt-Deflation Theory of Great Depressions," *Econometrica*, I, No. 4, Oct., 1933.
- Frankel, S.Herbert [1977], *Money: Two Philosophies; The Conflict of Trust and Authority*, London, Basil Blackwell. (吉沢英成監訳『貨幣の哲学 — 信頼と権力の葛藤』文眞堂, 1984年。)
- Heinsohn, Gunnar & Steiger, Otto [1989], "The Veil of Barter: The Solution to 'The Task of Obtaining Representations of an Economy in which Money is Essential'", in Kregel, J.A. (ed.), *Inflation and Income Distribution in Capitalist Crisis: Essays in Memory of Sidney Weintraub*, New York, New York U.P.
- Heinsohn, Gunnar & Steiger, Otto [1994], "A Property Theory of Debts, Interest and Money", *Cahiers de l'ISMEA*, jan.-fév. 1994.
- Hicks, John Richard [1969], *A Theory of Economic History*, Oxford, Clarendon Press. (新保博訳『経済史の理論』日本経済新聞社, 1970年。)
- Kemmerer, Edwin Walter [1934], *Kemmerer on Money: An Elementary Discussion of the Important Facts and*

- Underlying Principles of the Money Problems Now Confronting the American People*, Philadelphia, John C. Winston.
- Keynes, J.M. [1914], "Bendixen, Friedrich. *Geld und Kapital*. (Leipzig, Duncker and Humbolt), 1912.", *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.XI, London, Macmillan, 1983.
- Keynes, J.M. [1919], *The Economic Consequences of the Peace*, *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.II, London, Macmillan, 1971. (早坂忠訳『平和の経済的帰結』ケインズ全集2, 東洋経済新報社, 1977年。)
- Keynes, J.M. [1923], *A Tract on Monetary Reform*, *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.IV, London, Macmillan, 1971. (中内恒夫訳『貨幣改革論』ケインズ全集4, 東洋経済新報社, 1978年。)
- Keynes, J.M. [1925], "The Committee on the Currency; The Gold Standard Act, 1925", *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.XIX, Part 1, London, Macmillan, 1981.
- Keynes, J.M. [1926], "The Control of Raw Materials by Governments", *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.XIX, Part 2, London, Macmillan, 1981.
- Keynes, J.M. [1930], *A Treatise on Money*, vol. 1, *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.V, London, Macmillan, 1971. (小泉明・長澤惟恭訳『貨幣論1 — 貨幣の純粹理論』ケインズ全集5, 東洋経済新報社, 1979年。)
- Keynes, J.M. [1931], *Essays in Persuasion*, *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.IX, London, Macmillan, 1972. (宮崎義一訳『説得論集』ケインズ全集9, 東洋経済新報社, 1981年。)
- Keynes, J.M. [1936], *The General Theory of Employment, Interest and Money*, *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.VII, London, Macmillan, 1973. (塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』ケインズ全集7, 東洋経済新報社, 1983年。)
- Keynes, J.M. [1982], "Keynes and Ancient Currencies", *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.XXVIII, London, Macmillan, 1982.
- Knapp, George Friedrich [1905], *Staatliche Theorie des Geldes*, München, Duncker & Humbolt; abridged and translated by Lucas, H.M. & Bonar, James [1924], *The State Theory of Money*, London, Macmillan. (宮田喜代蔵訳『貨幣国定学説』岩波書店, 1922年, 復刻, 有明書房, 1986年。)
- Kraay, Colin M. [1964], "Hoards, Small Change and the Origin of Coinage", *Journal of Hellenic Studies*, 84.
- Laum, Bernhard [1924], *Heiliges Geld*, Tübingen, J.C.B.Mohr.
- Lerner, A.P.[1952], "The Essential Properties of Interest and Money", *Quarterly Journal of Economics*, vol.66, no. 2, May 1952.
- Marx, Karl [1857/58], *Ökonomische Manuskripte 1857/58*, Teil 1, *M.E.G.A.*, II/1/1, Berlin, Dietz, 1976. (『経済学批判要綱』資本論草稿集1, 大月書店, 1981年。)
- Marx, Karl [1859], *Zur Kritik der politischen Ökonomie, Ökonomische Manuskripte und Schriften 1858/61*, *M.E.G.A.*, II/2, Berlin, Dietz, 1980. (『経済学批判』資本論草稿集3, 大月書店, 1984年。)
- Marx, Karl[1890], *Das Kapital*, Buch I, 4 Aufl., *M.E.W.*, Bd. 23, Berlin, Dietz, 1963. (『資本論1』大月書店, 1968年。)
- Menger, Carl [1892], "On the Origin of Money", *The Economic Journal*, vol. 2.
- Menger, Carl [1923], *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, Zweite Auflage, Hölder-Pichler-/Tempesky A.G. Wien/G.Freytag G.M.B.H./Leipzig. (八木紀一郎他訳『一般理論経済学 I, II』みすず書房, 1984年。)

- Minsky, Hyman P. [1986], *Stabilizing an Unstable Economy*, Yale University Press. (吉野紀・浅田統一郎・内田和男訳『金融不安定性の経済学』多賀出版, 1989年。)
- Pigou, Arthur Cecil [1949], *The Veil of Money*, Macmillan. (前田新太郎訳『ビグー貨幣論—貨幣はペイルなりや』実業之日本社, 1954年。)
- Polanyi, Karl [1957], "Aristotle Discovers the Economy", in Polanyi, Karl et al., *Trade and Market in the Early Empires*, Free Press & Falcon's Wing Press. (玉野井芳郎・平野健一郎編訳『経済の文明史』日本経済新聞社, 1975年に所収。)
- Polanyi, Karl [1968], George Dalton (ed.), *Primitive, Archaic and Modern Economies: Essays of Karl Polanyi*, N.Y., Anchor Book. (主要部分は玉野井芳郎・平野健一郎編訳『経済の文明史』日本経済新聞社, 1975年に所収。)
- Quiggin, A.H. [1949], *A Survey of Primitive Money: The Begining of Currency*, London, Methuen.
- Ricardo, David [1816], *Proposals for an Economic and Secure Currency*, in Sraffa, Piero (ed.), *The Works and Correspondence of David Ricardo*, vol.IV, Cambridge U.P. (玉野井芳郎監訳『後期論文集1815-1823年』リカード全集4, 雄松堂書店, 1970年。)
- Sayers, R.S. [1960], "Monetary Thought and Monetary Policy in England", *The Economic Journal*, Vol.70, Dec. 1960.
- Schumpeter, J.A. [1954], *History of Economic Analysis*, Oxford U.P. (東畑精一訳『経済分析の歴史2』岩波書店, 1956年。)
- Schurtz, Heinrich [1898], *Grundriss einer Entstehungsgeschichte des Geldes*, Emil Felber, Weimar.
- Shackle, George Lennox Sharman [1974], *Keynesian Kaleidics: the Evolution of a General Political Economy*, Edinburgh, Edinburgh U.P.
- Townshend, Hugh [1937], "Liquidity-Premium and the Theory of Value", *The Economic Journal*, Vol.47, March 1937.
- Wallerstein, Immanuel [1974], *The Modern World-System: Capitalist Agriculture and the Origins of the European World-Economy in the 16th Century*, Academic Press. (川北稔訳『近代世界システム I, II』岩波書店, 1981年。)
- Weber, Max [1923], *Wirtschaftsgeschichte*, München und Leipzig, Duncker & Humboldt. (1924年原著第2版の邦訳—黒松巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』(上下)岩波書店, 1954-55年。)
- Wojnilower, Albert M. [1987], "Financial Change in the United State", in de Cecco, M. (ed.), *Changing Money: Financial Innovation in Developed Countries*, Oxford, Basil Blackwell.
- Wray, L. Randall [1990], *Money and Credit in Capitalist Economies: The Endogenous Money Approach*, Aldershot, U.K., Edward Elger.
- Yang Lien-sheng [1952], *Money and Credit in China: A Short History*, Cambridge: Mass., Harvard U.P.

【和 文 文 献】

- 足立啓二 [1989]「明代中期における京師の銭法」熊本大学『文学部論叢』第29号。
- 足立啓二 [1990a]「中国専制国家と財政・貨幣」『中国史像の再構成2 中国専制国家と社会統合』文理閣。
- 足立啓二 [1990b]「明清時代における銭経済の発展」『中国史像の再構成2 中国専制国家と社会統合』文理閣。
- 足立啓二 [1991]「清代前期における国家と銭」『東洋史研究』第49巻第4号。
- 足立啓二 [1992]「東アジアにおける銭貨の流通」荒野泰典他編『アジアのなかの日本史3 海上の道』東京大

学出版会。

- 岩本武和 [1993-4] 「ケインズと第一次世界大戦期の『スターリングードル外交』(上下)『経済論叢』第152巻第6号1993年12月, 第153巻第1-2号1994年1-2月。
- 小野一郎 [1958] 「日本におけるメキシコドルの流入とその功罪(1)(2)(3)(完)『経済論叢』第81巻第3, 4, 5, 6号, 1958年3, 4, 5, 6月。
- 小野一郎 [1959] 「東亜におけるメキシコドルをめぐる角逐とその本質」『経済論叢』第83巻第1号1959年1月。
- 小野一郎 [1962a] 「東亜におけるメキシコドル終焉の過程」『経済論叢』第89巻第4号1962年4月。
- 小野一郎 [1962b] 「東亜におけるメキシコドル終焉の論理」『経済論叢』第90巻第3号1962年9月。
- 加藤繁訳 [1948] 『旧唐書食貨志・旧五代史食貨志』岩波文庫。
- 河野良太 [1995] 「ヴィクセルの通貨制度改革論」『松山大学論集』第7巻第2号。
- 黒田明伸 [1994] 『中華帝国と世界経済』名古屋大学出版会。
- 柴謙太郎 [1931-32] 「撰銭禁制の解釈再論(1)(2)(3)(4)『史学雑誌』第42編第9号, 第11号, 第12号, 第43編第2号。
- 田中金司 [1925] 「英国金本位復帰の意義」『国民経済雑誌』第39巻第3号(頁数は田中『金本位制と中央銀行政策』寶文館, 1929年による)。
- 田中金司 [1968] 「メタリズムとノミナリズム」『バンキング』第244号1968年7月。
- 田中真晴 [1978] 「ウェーバーの貨幣論」行沢健三他編『社会科学の方法と歴史』ミネルヴァ書房。
- 丹後愛二郎 [1963] 『貨幣選択の原理』廣文社。
- 伯井泰彦 [1994] 「貨幣主権の歴史像—経済人類学からみた貨幣認識」本山美彦編『貨幣論の再発見』三嶺書房。
- 伯井泰彦 [1996a] 「東アジアにおける貨幣権力・ノミナリズム・通貨管理—銭と鈔をめぐる」『阪南論集』第31巻第4号。
- 穂積文雄 [1944] 『支那貨幣考』京都印書館。
- 正木八郎 [1992] 「マルクスの貨幣商品説再考」『経済学雑誌』第93巻第2号。
- 宮澤知之 [1993] 「唐より明にいたる貨幣経済の展開」中村哲編『東アジア専制国家と社会・経済』青木書店。
- 本山美彦 [1986] 『貨幣と世界システム—周辺部の貨幣史』三嶺書房。
- 本山美彦 [1993a] 『ノミスマ(貨幣)—社会制御の思想』三嶺書房。
- 本山美彦 [1993b] 「マルク・マーケット・マーケット」『学会会報』第801号1993年第4号。
- 本山美彦 [1994] 「金属貨幣の貨幣論—リカードウの『地金』プラン」本山編『貨幣論の再発見』三嶺書房。
- 山崎覚次郎 [1928] 「金貨を流通せしめざる金本位制」『国家学会雑誌』第42巻第10号(頁数は山崎『貨幣概論』日本評論社1929年による)。

[1995年12月20日]